

令和4年8月3日
子家発 0803 第1号

各

都	道	府	県
指	定	都	市
児	童	相	談
所	設	置	市

 児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童虐待対応における児童相談所と法医学教室等の連携強化について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童相談所における児童虐待の対応においては、根拠に基づいた正確な判断を行うことが重要であり、虐待の有無の判断等に際し法医学の観点からの意見を聞くことが有用であることから、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（令和2年3月31日子発 0331 第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、児童相談所と大学における法医学教室等との連携強化をお願いしたところである。

また、直近でも「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について」（令和4年3月31日子家発 0331 第5号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、児童相談所が医学的助言やセカンドオピニオンを求める際に医師の紹介を受けることができる、法医学会や法医病理学会を含む関係学会を周知したところである。

このような中、本年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）による児童福祉法（昭和23年法律第164号）の改正により、同法第33条の3の2が新設され、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないものとされた。なお、本改正は令和6年4月1日に施行される。

同条において、児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関の一つとして、「医学に関する大学(大学の学部を含む。)」が規定されている。これは、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることを法令上明確にすることで、児童相談所が法医学教室に対し、児童虐待が疑われる児童の外傷に係る受傷機転及び重症度等に関する意見を求めること、また、児童を法医学教室等に連れて行くことが可能な場合には、全身の診察によりその他の傷の有無についても意見を求めること等、両者の連携の一層の強化を図るものである。

貴職におかれては、本改正の趣旨を御了知いただくとともに、貴管内の児童相談所に対し周知方お願いする。

また、各児童相談所において、虐待事案発生時に迅速に対応できるよう、本改正の施行に先駆けて、法医学教室等との関係構築を図り、より一層の児童虐待対応のための体制の整備を進めていただくようお願いする。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

(参考)

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)

新旧対照表(令和6年4月1日施行)(抄)

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第33条の3の2 <u>都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる措置に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学(大学の学部を含む。)、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他必要な関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>1 <u>第26条第1項第2号に規定する措置</u></p> <p>2 <u>第27条第1項第2号若しくは第3号又は第2項に規定する措置</u></p> <p>3 <u>第33条第1項又は第2項に規定する措置</u></p> <p>② <u>前項の規定により都道府県知事又は児童相談所長から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>